

平成 28 年 12 月 27 日

小城市長 江里口 秀次 様

小城市男女共同参画審議会

会 長 吉 岡 剛 彦



第 2 次小城市男女共同参画プランの策定について（答申）

平成 28 年 7 月 29 日付け小企第 143 号で諮問のあった第 2 次小城市男女共同参画プランの策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添「小城市男女共同参画プラン（素案）」をもって答申と致します。

なお、本プランの推進にあたっては、下記に示した基本目標の事項に十分配慮され、プランの目標である「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」、行政、市民、事業所等が一体となって着実に推進されるよう要望します。

記

目 標

『 男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる 小城市をめざして 』

基本目標Ⅰ 「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、幼少期から高齢期に至るまで性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権尊重や男女共同参画の意識づくりを行っていく必要があります。

基本目標Ⅱ 「男女が共に参画する社会づくり」

家庭や地域活動において男女共同参画を進めるためには、家事・育児・介護などの負担や社会通念、しきたり・慣行などにおける固定的な性別役割分担意識を是正することで、男女が対等な構成員として様々な場で活躍できるよう、市民意識の醸成を図っていく必要があります。

また、市の政策や方針決定過程へ男女が共に参画し、それぞれの意見が対等に反映されるよう、市の審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発などを行っていく必要があります。

基本目標Ⅲ 「仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりや高齢者等が安心して暮らし続けられる介護支援策の充実を図り、育児・介護と仕事が両立できる環境づくりを行っていく必要があります。また、「女性活躍推進法」が目指す、女性が十分に能力を発揮し、活躍できるような環境を整備するために、事業者への情報提供を行うなどの取り組みを進めていく必要があります。

基本目標Ⅳ 「誰もが安心して暮らせる社会づくり」

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々な場面に応じた健康支援に取り組み心身の健康の保持増進を図っていく必要があります。

また、ひとり親家庭等の生活に困難を抱えている人々の生活の自立と安定のため、関係機関が連携した総合的な支援対策を行っていく必要があります。

基本目標Ⅴ 「配偶者等に対する暴力のない社会づくり」

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。

DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携しながら総合的に進めていく必要があります。